慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	個人情報の開示請求権に関する憲法学的考察 : ドイツの議論を参照に
Sub Title	Eine verfassungsrechtliche Analyse des Auskunftsrechts über eigene Daten
Author	石原, 悠大(Ishihara, Yuta)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2023
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.138 (2023. 9) ,p.43- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20230915-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

個人情報の開示請求権に関する憲法学的考察

――ドイツの議論を参照に――

石原悠大

一　はじめに
二　序章――国勢調査判決
三　開示請求権の法理
(一)　税秘密決定より前の判例
(二)　税秘密決定
(三)　中間総括
四　閲覧請求権の法理
(一)　連邦中央登録簿の閲覧請求権
(二)　診療記録の閲覧請求権
(三)　中間総括
五　学説の議論
(一)　開示請求権に関する議論
(二)　閲覧請求権に関する議論
(三)　中間総括
六　検討と自説
(一)　開示請求権
(二)　閲覧請求権
(三)　中間総括
七　むすびにかえて

一　はじめに

憲法上の個人情報の開示請求権をめぐる議論は、今や百家争鳴の状況にある。まず、なぜ開示請求権が憲法上保障されるのかという点で、すでに見解は一致していない。阪本昌成や土井真一、曽我部真裕らは取扱いの適正さの担保とみるが[1]、芦部信喜は自己情報のコントロールに見い出し[2]、山本龍彦は両方とみる[3]。次に、開示請求権を権利の内部に位置づけるかどうか、その場合に何の権利のどこに位置づけるのかについても見解が割れている。佐藤幸治や土井、芦部らは自己情報コントロール権の国務請求権的側面に[4]、山本は自己情報コントロール権の「客観法的側面」に[5]、曽我部は「個人情報の保護を求める権利」の一部に[6]、小山剛は「自由の制限が……違憲とならないための条件」に開示請求権を位置づけている[7]。加えて、開示請求権が抽象的権利であるかどうかについても議論がある。有力説は開示請求権を抽象的権利として理解するが[8]、竹中勲は部分的な具体的権利化を認め[9]、棟居快行は防御権的な具体的権利説を主張する[10]。最後に、憲法上の開示請求権が立法・行政裁量を統制することについて大方学説は一致しているが[11]、その統制の具体的な内実は判然としない。曽我部や音無知展は立法義務や解釈指針が生じると論じるが、それは生存権等の抽象的権利一般に通じる論理として語られている[12]。

このようにみると、憲法上の開示請求権についてはその①保障根拠、②位置付け、③権利性質、④裁量統制について議論があり、確立した理論というのは未だ見受けられない。そこで本稿は、ドイツにおける議論を参照することで、彼の地において憲法上の開示請求権がいかに理論構成されているのかを明らかにするとともに、わが国における議論への示唆を得ることを目的とする。ドイツにおいて、開示請求権は比較的多くの州の憲法上に明記されているが[13]、基本法上には明文化されておらず、連邦憲法裁判所により解釈論として発展されてきた。その際、連邦憲法裁判所は、

秘密裏の情報処理（基本権介入）を正当化する開示請求権（Auskunftsrecht, Auskunftsanspruch）と、情報自己決定権に内在する要請としての閲覧請求権（Einsichtsrecht）とを区別して、自己情報の開示を求める権利を生成・発展させてきた。

本稿では、まず国勢調査判決の説示を確認したうえで（二）、開示請求権（三）と閲覧請求権とに分けて（四）、連邦憲法裁判所の判例法理を検討する。そのうえで、ドイツの学説における議論を整理しつつ（五）、筆者なりの検討を加え、自説を述べることにしたい（六）。

二　序章——国勢調査判決

まず、一九八三年の国勢調査判決から確認する。本判決において個人情報の開示請求権は争われなかったが、その後の開示請求権および閲覧請求権の生成・発展にとって、極めて重要な説示が展開された。

一つは、連邦憲法裁判所が情報自己決定権を導出した説示である。

> 自己に関するいかなる情報が、自己の社会環境の特定の領域において知られているのかを十分な確信をもって見通す（überschauen）ことができない者や、コミュニケーションの相手となりうる者が何を知っているかを見積もる（abschätzen）ことができない者は、自らの自己決定に基づいて自由に計画し、決定することを本質的に妨げられる。もはや市民が、誰が、何を、いつ、いかなる機会に自己について知るかを知ることができない社会秩序や、それを可能にする法秩序は、情報自己決定権と合致しないであろう。逸脱した行為方法が常に書き留められ、情報として持続的に保存、利用ないし提供されているかどうかの確信を持てない者は、逸脱した行為方法をとることで目立つことのないように努めるであろう。……このことは、個人が展開する

機会のみならず、公共の福祉をも妨害する。なぜなら、自己決定は、市民の行為能力や協力能力の上に築かれる、自由で民主的な共同体が機能するための本質的な条件だからである。

このことから、次のことが導かれる。データ処理の現代的条件の下においては、制限なき個人データの収集、保存、利用および引渡から個人を保護することにより、はじめて個人は自由に人格を展開することができるようになる。それゆえ、基本法一条一項と結合した二条一項の基本権は、この保護を包含する。かかる基本権は、その限りで、自己の個人データの開示（Preisgabe）と利用について原則として自ら決定する個人の権限を保障する。(14)

ここでは、「自己に関するいかなる情報が、自己の社会環境の特定の領域において知られているのかを十分な確信をもって見通すこと」、「コミュニケーションの相手となりうる者が何を知っているかを見積もること」、および「誰が、何を、いつ、いかなる機会に自己について知るかを知ること」が、「自らの自己決定に基づいて自由に計画し、決定すること」の前提であり、「自由で民主的な共同体が機能するための本質的な条件」でもあると論じられている。それゆえ、「制限なき個人データの収集、保存、利用および引渡から個人を保護すること」、「自己の個人データの開示と利用について原則として自ら決定する個人の権限」が憲法上要請されるという。

もう一つは、基本法一九条四項から連邦統計庁と州統計庁の記録義務が導出された説示である。基本法一九条四項一文は、「何人も、自己の権利を侵害された場合には出訴することができる」と規定し、裁判所による権利保護を規定する。

基本法一九条四項は、裁判所に出訴することの形式的権利とその可能性のみならず、権利保護の実効性（Effektivität des Rechtsschutzes）をも保障する。市民は、現実に実効的な裁判所による統制を求める、実質的な請求権を有する。したがって、

> 一九八三年国勢調査法により、市民が、誰が、どこで、いかなる自己の個人関連データを、いかなる方法で、いかなる目的のために意のままにするかを知ることが妨げられるならば、市民の権利保護は憲法的に不十分である。まさにそれゆえ、基本法一九条四項は、連邦と州の統計庁が個人関連データの伝達を記録することを義務づける。それにより、市民は……自己のデータが引き渡されたことについて知り、それに対して訴訟を提起することができる。(15)

ここでは、自己情報に対する処理を知ることが「訴訟を提起すること」の前提であり、実効的な権利保護の観点から憲法上要請されると指摘されている。

両方の説示は似て非なるものである。前者は、他者が自己について知っていることの認識可能性に関する説示であり、情報自己決定権を基礎づける説示である。対して、後者は、自己情報に対する処理（基本権介入）の認識可能性に関する説示であり、情報自己決定権を前提とした基本法一九条四項の説示である。

三　開示請求権の法理

開示請求権は、後者の論理から発展されてきた。まず、個人は基本法一九条四項と実体的基本権に基づき、基本権介入を知る利益を有する。そして、その利益をいかに具体化するかは原則として立法裁量に委ねられており、開示請求権はその具体化の一つの方法であるとされる。ここでは、情報自己決定権から開示請求権が導出された二〇〇八年の税秘密決定より前の決定・判例と（一）、税秘密決定とに分けて検討する（二）。

㈠　税秘密決定より前の判例

1　戦略的監視判決

まず、一九九九年の戦略的監視判決を確認する。本判決は通知義務（Benachrichtigungspflicht）が争われたものであるが、開示請求権にも言及しており、またそのようなものとして認識されているため（後述する二〇〇〇年部会決定を参照）、取り上げておく。

本件で問題となったのは一九九四年犯罪対策法によるG10の改正であるが[16]、通知義務の合憲性も争われた。G10三条八項は一文にて連邦情報局の監視に関する通知義務を規定していたが、二文にてこれに限定をかけていた。二文によれば、連邦情報局等がデータを取得後三カ月以内に削除した場合には、当事者に監視を通知する必要はないとされていた。これに対し、異議申立人らは、G10三条八項が基本法一九条四項に違反する等と主張した[17]。

連邦憲法裁判所第一法廷は、通信の秘密に対する介入を正当化するために、当事者が監視措置を認識できなければならないとした。曰く、通信の秘密に対する介入を正当化するためには、単に基本権介入一般に求められる通常の要求（法律の留保や正当な公益目的、比例原則等）のみならず、個人関連データの処理に特化した特段の要求をも充足しなければならない[18]。その要求の一つとして、当事者は自己に関する監視を認識できなければならないという。

基本法一〇条は、基本権保持者が自己と関わった遠距離通信監視措置を知ることを要求する。これは、実効的な基本権保護により要請されている。なぜなら、当事者が監視について知らなければ、当事者は自己の遠距離通信に対する把捉・監視が違法だと主張することも、削除請求権や訂正請求権等を行使することもできないからである。この要求は、直ちに基本法一九条四項の裁判所による権利保護へと縮減されるのではない。むしろこの要求は、情報やデータを処理する国家機関に対して主張しうる、

特殊なデータ保護権である。[19]

ここで「特殊なデータ保護権」という表現が登場するが、これは具体的権利としての開示請求権ではなく、法律による具体化を要する抽象的な利益である。この利益をいかに具体化するかについては、原則として立法裁量に委ねられているという。

> 具体的にいかに知らせるのかは、基本法上に規定されていない。憲法はただ、データが秘密裏に収集されるにもかかわらず、当事者に開示請求権が付与されていない場合か、当事者の権利が相当に考慮されていない場合に、当事者への通知を要求するだけである。[20]

加えて、連邦憲法裁判所は、基本法一九条四項からも同様の要請が導かれると論じた。

> 基本法一九条四項は、裁判所による統制と裁判手続について要求するにとどまらない。権利保護の保障は、他の実体的権利を行使できることを担保する。通知という形で遠距離通信監視措置を知らせることが裁判所による権利保護を発動することの前提ならば、基本法一〇条の傍ら、権利保護の保障も通知を要求しうる（国勢調査判決を参照）。ただし、この要求を制限することは、法律による具体化を要する基本法一九条四項によっても排除されていない。[21]

最終的に、連邦憲法裁判所はG10三条八項二文について、三カ月以内に削除してもその間にデータが利用されてしまう可能性を排除できないことから、基本法一〇条と一九条四項に違反すると判断した。[22]

2　一九九九年決定

その後の一九九九年一〇月二七日の決定においては個人情報の開示請求が争われたが、情報自己決定権から開示請求権は導出されなかった。

本決定で問題となったのは、憲法擁護庁による適性審査（Sicherheitsüberprüfung）である。異議申立人はバイエルン州公共調達所にて勤務していたが、州憲法擁護庁が異議申立人について適性審査を実施したところ、異議申立人に機密事項を取り扱わせることはできないとの結果が得られたため、州内務省は州経済省にこれを通知した。異議申立人は自ら雇用関係を解消して複数のポストに応募したが、外交員としてのポストしか獲得できなかった。異議申立人は州憲法擁護庁に対して自己情報の開示を請求したが、州憲法擁護庁は開示により任務の遂行が妨げられうるとして、州行政手続法の規定に基づき開示を拒否した。その後に異議申立人が提起した訴訟においても、州憲法擁護庁と州内務省は行政裁判所に対して文書の完全な提出を拒否した。行政裁判所は異議申立人の申し立てにより、適性審査に関する文書の完全な提出を命じる決定を下したが、州上級行政裁判所が第一審の決定を覆したため、異議申立人は憲法異議を申し立てた。

異議申立人は、基本法一条と結合した二条一項と一九条四項に対する違反を訴えたが、その際、次のように主張した。「情報自己決定権は、官庁によるデータの収集、保存、利用、引渡の当事者に対し、原則として開示請求権を保障する。この開示請求権は、裁判所が行政官庁の行為を実効的に統制することにも奉仕する[23]」。

これに対し、連邦憲法裁判所第一法廷は本件を行政官庁の文書提出義務の問題と捉えたため、個人情報の開示請求権は問題とならなかった。しかし、連邦憲法裁判所はその際、戦略的監視判決におけるのとは対照的に、情報自己決定権から生じる要請が原則として基本法一九条四項から生じる要請を超越しないことを示唆した。

憲法異議の対象は、異議申立人が情報自己決定権から導出する実体法的な情報開示請求権ではなく、裁判手続における情報開示請求の貫徹可能性（Durchsetzbarkeit）である。しかし、この貫徹可能性を憲法上保障するのは、基本法一九条四項の権利保護の保障である（国勢調査判決）。確かに、実体的基本権は状況に応じて裁判手続について要求しうるが、そのような要求が生じるのは、まさにある特定の憲法上の自由を保障するために必要な、特段のないし付加的な基準が問題となる場合だけである。

ここでは、そのような前提条件は存在しない。……文書提出の規定やその解釈について、いかなる程度情報自己決定権から基本法一九条四項の保障内容を超越ないし修正する特段の要求が生じうるのかは、明らかでない。(24)

3　二〇〇〇年部会決定

二〇〇〇年一〇月一〇日の部会決定においても個人情報の開示請求が争われたが、情報自己決定権から開示請求権が導かれるかどうかの判断は回避された。本部会決定においては、連邦憲法擁護庁およびベルリン州警察長官に対する自己情報の開示請求が争われたが、連邦憲法裁判所第一法廷第一部会は次のように述べた。

両方の事案においては、これまでもっぱら判例が具体化してきた、開示請求について誤りなく裁量的に判断しなければならないという要求が、領域特化的に規律された、法的拘束力を有する開示義務に代替された。それゆえ、本件憲法異議においては、憲法上いかなる程度、そのようなデータの危殆化を防ぐ開示給付請求権が一般的に要請されているのか、あるいは特殊な文脈において（戦略的監視判決を参照）要請されているかという根本的な点を、明らかにする必要はない。連邦憲法裁判所はこの点について、未だに立場を表明していない。それは、開示請求権が問題とならなかった国勢調査判決においても同様である。……本件憲法異議は、そのような根本的な問いを提起するものではない。国勢調査判決以後、立法者は開示請求権と開示義務を法律により具体化する過程で、基本法一条一項と結合した二条一項の情報自己決定権を考慮してきたし、また必要な場合には、市民がデータの違法な取り扱いに対して、裁判所による権利保護を要求することを可能にしている。(25)

ここで特筆に値するのは、開示請求権が「一般的に」要請される可能性が示唆されていることである。仮にそうであれば、開示請求権が要請されるのは、秘密裏のデータ処理を正当化するための「特殊な文脈において」にとどまらない。もっとも、連邦憲法裁判所はこれについて判断しなかった。

4　大盗聴判決

二〇〇三年の大盗聴判決は、戦略的監視判決と同様に通知義務の合憲性が争われたものだが、税秘密決定においても引用されているため、取り上げることにする。

本判決で争われたのは、一九九八年組織犯罪対策法により改正された刑事訴訟法の聴覚的住居監視に関する規定の合憲性であったが、監視の通知の合憲性も争点の一つとなった。改正後の刑事訴訟法一〇一条一項は、一文にて「調査目的や公共の安全、人の身体や生命に加え、投入された秘密捜査員の以後の投入が脅かされない限り」直ちに聴覚的監視を通知しなければならない旨を、二文にて聴覚的住居監視の実施後六カ月以内に通知しない場合には裁判官による同意が必要である旨を規定していた。これに対し、異議申立人らは、通知義務が基本法一九条四項に違反すると主張した[26]。

連邦憲法裁判所第一法廷は、戦略的監視判決におけるのと同様に、自己に関するデータ処理を知ることが憲法上の要請であることと、その具体化が原則として立法裁量に委ねられていることを指摘した。

実効的な裁判所による権利保護（基本法一九条四項）の要請と結合した基本法一三条一項は、基本権保持者が自己に関する聴覚的住居監視措置を知ることを要求する。

基本権保持者が自己の基本権に対する介入を認識できない場合には、実効的な基本権保護の保障に基づき、基本権保持者は原

則として、国家による当該措置を事後的に知ることができなければならない（基本法一〇条について、戦略的監視判決を参照）。当事者は、そのように措置を知ることができなければ、情報の取得が違法であると主張したり、記録の削除を請求したりすることもできない。加えて、事後的な通知は介入が秘密裏に行われるため、聴聞が実施されないことからも要請されている。具体的にいかに知らせるのかは、基本法上に規定されていない。憲法はただ、データが秘密裏に収集されるにもかかわらず、当事者に開示請求権が付与されていない場合か、当事者の権利が相当に考慮されていない場合に、当事者への通知を要求するだけである（基本法一〇条について、戦略的監視判決を参照）。……

その傍ら、通知が裁判所による権利保護を可能にするための前提である場合には、基本法一九条四項の権利保護の保障も原則として通知を要求する。[27]

このように述べた上で、連邦憲法裁判所は、刑事訴訟法一〇一条一項が基本法一九条四項と合致しないとした。まず、同項一文の「公共の安全」と「投入された秘密捜査員の以後の投入」という部分は、基本法一九条四項に違反する。また、二文についても、裁判所は当事者に通知がなされるまで複数回介入しなければならず、通知義務が憲法上十分に担保されていないとした。[28]

5　口座マスタデータ決定

二〇〇七年六月一三日の決定においては再び個人情報の開示請求権が争われたが、基本法一九条四項の論理として論じられたため、情報自己決定権から開示請求権は導出されなかった。

本決定で問題となったのは、複数の官庁による口座マスタデータ（Kontostammdaten）の呼出（Abruf）である。信用制度法二四c条は、あらゆる金融機関が特定の口座マスタデータを保存するデータベースを構築することと、連邦金融監督庁がデータベースからデータを呼び出せることを規定していた。しかし、二〇〇三年誠実納税促進法により

租税基本法が改正されると、税務官庁等も口座マスタデータを呼び出すことができるようになった。

本決定においては主としてデータの呼出の合憲性が争われたが、当事者が呼出を知る機会が十分に保障されているかどうかも争点の一つとなった。異議申立人らは、当事者が十分に口座マスタデータの呼出を知ることができないと主張した。信用制度法や租税基本法は口座マスタデータの秘密裏の呼出を授権していたが、呼出の事後的な通知を規定していなかった。

連邦憲法裁判所第一法廷は次のように述べて、基本権一九条四項により、当事者が情報自己決定権に対する秘密裏の介入を知ることが要請されていることと、その具体化が原則として立法裁量に委ねられていることを指摘した。

> 情報自己決定権への秘密裏の介入に対する十分に実効的な権利保護は、そもそも当事者が当該介入を知りうることを前提とする。当事者が介入を知ることができなければ、介入の違法性を主張することも、削除請求権や訂正請求権等を行使することもできない。しかしながら、具体的にいかに知らせるのかは、基本法上に規定されていない。ただし、データが秘密裏に収集されるにもかかわらず、当事者に開示請求権が付与されていない場合か、当事者の権利が相当に考慮されていない場合には、当事者に通知しなければならない（国勢調査判決、戦略的監視判決、大盗聴判決を参照）。(29)

そのうえで、連邦憲法裁判所は基本法一九条四項の基準に照らして、当事者は十分にデータの呼出を知ることができると判断した。確かに、信用制度法や租税基本法は、当事者に対する呼出の事後的な通知を規定していない。しかし、各々の官庁に適用される刑事訴訟法や社会法典の規定は、原則として、口座マスタデータの呼出の対象となる者に開示請求権を付与している。これらの規定によれば、当事者は遅くとも、各々の官庁が呼び出したデータを用いて当事者に不利益が発生した時点で、開示請求権を現実に行使することができる。立法者に、これ以上の制度構築は求

められていないという。

問題となる規範に、これ以上の知る権利を規定する必要はない。とりわけ、立法者は、あらゆる官庁が、あらゆる口座呼出の後に通知しなければならないと規定する必要はなかった。口座呼出により当事者に不利益が生じないならば、常に官庁が当事者に対して裁判所への出訴に必要な情報を積極的に提供しなければならないほど、当事者が確定や不作為を求める利益は重くない。その限りで、問題となる規範について基本権から生じる要求は、連邦憲法裁判所が基本権介入の特段の重みゆえ、当事者に対する積極的な通知を求めたような事案における要求とは、異なるものとして評価されなければならない（基本法一〇条については戦略的監視判決を、基本法一三条については大盗聴判決を参照）[30]。

(二) 税秘密決定

遂に二〇〇八年の税秘密決定において、連邦憲法裁判所は情報自己決定権から開示請求権を論じた。本件においては、連邦中央税務庁（Bundeszentralamt für Steuern）に対する個人情報の開示請求が争われた。連邦中央税務庁は税の外国関係の解明を目的とした情報センターを運営していたが、この情報センターには一三のファイルが存在し、異議申立人の名前や外国会社との関係に関するデータが保存されていた。連邦中央税務庁がこれらのデータを税務署に転送したところ、異議申立人は不利益を被ったため、連邦データ保護法に基づき、連邦中央税務庁に対してデータの開示を請求した。しかし、連邦中央税務庁は開示により任務遂行に支障が生ずるおそれがあるとして、連邦データ保護法に基づき開示を拒否した。異議申立人は開示を義務付ける訴えを提起したが、ケルン税務裁判所および連邦税務裁判所は訴えを斥けた[31]。

1　知る利益の基礎づけ

連邦憲法裁判所第一法廷は、まず、情報自己決定権が基本権介入を知る個人の利益を保障すると論じた。

> 情報自己決定権がもたらす基本権保護は、国家によるデータ収集・処理に対する防御権に尽きるわけではない。情報自己決定権は、自己の基本権と関わる国家の情報関連的措置について知る個人の利益をも保護する。(32)

連邦憲法裁判所は、その理由として二つ挙げた。一つは、国勢調査判決における、個人の自己決定や人格との抵触に関する説示である。国勢調査判決において、この説示は情報自己決定権の基礎づけの説示として展開されたが、本決定においては基本権介入の認識可能性の説示として展開された。

> 自己に関するいかなる情報が、自己の社会環境の特定の領域において知られているのかを十分な確信をもって見通すことができない者や、コミュニケーションの相手となりうる者が何を知っているかを見積もることができない者は、自らの自己決定に基づき、自由に計画し、決定することを本質的に妨げられる（国勢調査判決を参照）。情報自己決定権に対する介入の対象となっているかもしれない個人が、当該介入について知ることができる場合に限り、当該個人は自己の人格を展開するために重要な方向性（Orientierung）と、予想の確実性（Erwartungssicherheit）を獲得することができる。(33)

もう一つは、実効的な権利保護である。これは、戦略的監視判決や大盗聴判決において展開された論理と同一である。

さらに、情報自己決定権に対する介入の対象となる当事者は、当該介入を知ることではじめて情報の取得の違法性を争い、削除請求権や訂正請求権等を行使することができるようにもなる。その限りで、介入を知ることは、官庁手続と裁判手続の両方における、実効的な権利保護から生ずる要請である（戦略的監視判決、大盗聴判決を参照）。[34]

なお、連邦憲法裁判所は、基本法一九条四項からも実効的な権利保護を論じた。

基本法一九条四項の権利保護の保障から生ずる要求は、公権力が主観的権利を侵害することが可能であるように思われる場合には、裁判所による統制の実施と裁判手続に限定されない。現実に実効的な権利保護の保障は、情報自己決定権に対する介入の対象となる当事者が、当該介入を知ることができることをも包含する（国勢調査判決を参照）。このような場合には、基本法一九条四項も、当該介入を知ることを要請しうる。

この前提の下、異議申立人が知る利益は人格を保護する基本権のみならず、基本法一九条四項によっても保護されている（基本法一〇条と基本法一三条への介入に関する通知について、戦略的監視判決と大盗聴判決を参照）。[35]

2　法律による具体化

このように論じたうえで、連邦憲法裁判所は基本権介入を知る利益の具体化について述べた。まず、連邦憲法裁判所は、この利益の具体化が原則として立法裁量に委ねられていることを確認した。これもまた、戦略的監視判決や大盗聴判決、口座マスタデータ決定において展開された論理である。

基本権が、個人が自己に関する国家の情報関連的措置を知ることができることを保障する限り、基本法はいかにこれを法律により具体化するかについて規定していない（戦略的監視判決、大盗聴判決を参照）。立法者は当事者の基本権を尊重しつつ、十

分に当事者が知る機会を保障しなければならない。ただし、情報自己決定権は、当事者が特定の形式で情報を獲得することを要求するわけではない。……

個人がデータの収集や処理に参加する場合には、個人は自己と具体的に関わる情報について知ることができる。例えば、データが公開で収集される場合や、当事者に意見表明の機会が法律上付与されている場合である。また、当事者のイニシアチブに基づいた知る権利もありうるだろう。例えば、開示請求権や文書閲覧請求権はこの例である。これに対し、秘密裏にデータを収集することで相当な強度の基本権介入が発生するにもかかわらず、当事者の利益が他の知る可能性によって十分に考慮されていない場合には、積極的に当事者に通知することが要請されうる（知る可能性について、戦略的監視判決と大盗聴判決、口座マスタデータ決定を参照）[36]。

ここでは立法者が取りうるオプションとして、公開での収集や意見表明の機会付与、開示請求権および通知義務が挙げられている。立法者はこれらの中から特定の措置を選択したならば、当該措置を詳細に具体化しなければならない。

立法者は情報へのアクセスをより詳細に具体化するにあたっては、そのような情報へのアクセスが当事者の基本権保護にとっていかなる意義を有するのかを考慮しなければならない。とりわけ、立法者は当事者に知らせる情報関連的な措置や、その結果を知らせる措置について、その種類と介入強度を考慮しなければならない。[37]

もっとも、場合によっては立法裁量が縮減し、立法者は知る利益を開示請求権として具体化しなければならない。本件は、このケースに該当するという。

当事者が情報処理プロセスに参加しないか、あるいは常に参加しているわけではないため、措置が実施されたかどうか、また措置の範囲を確実に評価できないような方法で情報関連的な介入が授権されており、また当該国家機関が積極的に当事者に通知することを義務付けられていない場合、自己のイニシアチブに基づく知る権利は、基本権保護にとって中心的な意義を獲得する。

連邦中央税務庁は、当初から当事者の協力なくして収集されたデータか、保存の目的が収集の目的から乖離したデータを情報センターに集約する。それゆえ、当事者はデータが収集されるときに、収集後の保存の目的や範囲、他のデータベースとの結合可能性を判断することができない。当事者への通知や、法律により担保された他の知らせる可能性は規定されていない。

本件で問題となっているようなデータ収集については、そこに基本権介入が存在する限り、自己のイニシアチブに基づく当事者の開示請求権は、基本権の基準を充足する国家の情報秩序の中心的な礎石（Baustein）である。したがって、立法者はそのような開示請求権を創出することを義務付けられている。(38)

このように述べたうえで、連邦憲法裁判所は開示請求権の制限について言及した。まず、連邦憲法裁判所は、立法者が開示請求権の制限を設定しなければならないとした。

このようなケースにおいては、憲法上、行政官庁に情報を開示するかどうかの裁量はない。国家や第三者の秘密保持利益が情報の開示に対置されうる限りで、双方の対立する利益を考慮した除外要件を設定するのは、立法者の責務である。(39)

そのうえで、連邦憲法裁判所は、立法者が開示請求権を制限できるのは、慎重に双方の利益を比較衡量したうえで、対立する利益が知る利益を上回る場合だけだとした。

本件のようなケースで知る権利を制限すれば、情報自己決定権が保障する国家の制限なきデータ収集や処理からの保護は妨げ

られるか、少なくとも相当に困難なものになってしまう。それゆえ、知る権利を制限できるのは、制限がより重要な対立する利益に奉仕する場合だけである。法律上の除外要件は、関係する利益が相互に包括的に、個々の事案を考慮して割り当てられていることを担保しなければならない（二〇〇〇年部会決定を参照）。(40)

より具体的には、開示請求権が当事者の基本権にとっていかなる意義を有するのか、所轄官庁の任務がどれほど重要なのか、情報の開示が当該任務の遂行にいかなる影響をもたらしうるかを比較衡量しなければならない。(41)

3　あてはめ

最終的に、連邦憲法裁判所は異議申し立てを棄却した。ケルン税務裁判所および連邦税務裁判所が行った比較衡量に、憲法上の疑義はないという。

まず、連邦中央税務庁の任務遂行という公共の利益について見ると、情報の開示はこれに深刻な影響を与えうる。連邦中央税務庁が情報を開示すると、収集したデータの大部分が価値を喪失し、連邦中央税務庁が任務を果たすことが困難になるか、不可能になってしまう。

他方で、異議申立人の知る利益について見ると、これは公共の利益に対して後退すべきである。まず、情報を開示しない場合に、異議申立人に取り返しのつかない不利益が発生するわけではない。異議申立人はデータが利用されることで不利益を被った場合、課税手続や刑事手続においてデータの保存の許容性等を審査させることができる。要するに、情報が開示されないことで手続的な観点から不利益が生じるわけではなく、あくまで権利保護が遅くなったにすぎない。また、異議申立人はデータの収集に関する法律の規定等を参照することで、あるいは情報センターに一三のファイルがあることに鑑みれば、概ね自己に関するいかなる情報が集約されているのかを推測することができたと

いう。[42]

(三) 中間総括

以上を総括する。情報自己決定権は、自己情報と関わる処理（基本権介入）を知る個人の利益を保障する。自己情報と関わる処理を知ることで、はじめて個人は当該基本権介入の是非を争い、削除請求権等の主観的権利を行使することが可能となる。この利益をいかに具体化するかは原則として立法裁量に委ねられるが、その一つのオプションに開示請求権がある。立法者は開示請求権として具体化する場合、対立する利益が知る利益を上回る場合にのみ、開示を制限することができる。

もっとも、国勢調査判決に立ち戻れば、これは基本法一九条四項の論理であり、情報自己決定権に特化した論理ではなかった。この点、税秘密決定は国勢調査判決の情報自己決定権の基礎づけに関する説示と、基本権介入の認識可能性（基本法一九条四項）に関する説示とを混同していたといえよう。現に、前者の説示は開示請求権への具体化にほとんど影響しなかった。

四 閲覧請求権の法理

次に、閲覧請求権の法理を分析する。閲覧請求権は、国勢調査判決における情報自己決定権を基礎づけた説示から発展されてきた。まず、他者が自己について何を知っているかを認識できなければ、個人の自己決定や人格との抵触が生じうる。それゆえ、情報自己決定権は、他者が保有する自己情報へのアクセスと関わる法的地位を保障し、この法的地位が具体的権利化されたものが閲覧請求権であるとされる。ここでは、連邦中央登録簿の閲覧請求権を検討し

たうえで（㈠）、診療記録の閲覧請求権を検討する（㈡）。

㈠　連邦中央登録簿の閲覧請求権

まず、一九九一年七月一七日の部会決定において、連邦憲法裁判所は閲覧請求権に言及した。本部会決定においては、連邦中央登録簿（Bundeszentralregister）の閲覧について、請求者本人ではなくその弁護士が代理して閲覧や複製できるかが争われた。連邦憲法裁判所第二法廷第三部会はこれを否定したが、情報自己決定権から「データベースに保存された自己の個人関連データについて知る権利」が導かれるとした。

> 基本法一条一項と結合した基本法二条一項が保障する一般的人格権は、自己決定的な思考から導かれる、いつ、いかなる範囲で個人の生活実態が公開されるかを原則として自ら決定する個人の権限を保障する（国勢調査判決）。それゆえ、人格権は、データベースに保存された自己の個人関連データについて知る権利を包含する。(43)

これを一見すると、情報自己決定権が一般的に閲覧請求権を保障しているかのような印象を受ける。しかし、ここではなぜ情報自己決定権が「知る権利」を保障するのかが論証されておらず、また、確かにRechtの語が用いられているものの、個人が行使可能な具体的権利としてこれが意図されているのかも不明である。連邦憲法裁判所はその後、立法者がすでにこの要請を充足したことを確認しただけであった。

> 連邦中央登録簿法四二条一項はこの要求を充足する。同項は個人が申請に基づき、自己に関するいかなる情報が登録簿に記載されているかを通知されることができると規定する。(44)

その後、連邦憲法裁判所は診療記録（Krankenunterlagen）の閲覧請求権の法理を発展させた。

(二) 診療記録の閲覧請求権

1 一九九八年部会決定

まず、一九九八年九月一六日の部会決定において、連邦憲法裁判所は診療記録閲覧請求権を導出した。本件では、治療の中断後に精神科医とトラブルになった精神病患者が、医師に対して損害賠償を請求するために自己の診療記録の閲覧を請求した。医師はこれに対し、診療記録を開示すれば自らの私的な領域（自己決定権や人格権）が脅かされるのみならず、患者自身の治療にも悪影響が生じうるとして開示を拒否した。異議申立人は診療記録の開示を求めて訴訟を提起したが、区裁判所と州裁判所がこれを認めなかったため、憲法異議を申し立てた。

連邦憲法裁判所第一法廷第一部会は、診療記録閲覧請求権を患者の自己決定権と個人の尊厳から導出した。

> 患者の自己決定権と個人の尊厳（基本法二条一項と結合した一条一項）は、原則としてあらゆる患者に、医師と病院に対して自己の診療記録の閲覧を請求する権利を付与する。医師の診療記録は既往歴、診断および治療処置に関する情報を包含しており、患者の私的領域と直接に関係する。患者が自己の診療記録の閲覧を要求できることは、民事法の判例においても一般的に認められている。(45)

ここで、診療記録閲覧請求権は患者の自己決定権から直接に、患者が行使可能な具体的権利として導出されている。そのうえで、連邦憲法裁判所は通常裁判所の判断方法に則って、診療記録の閲覧制限について言及した。曰く、医師

等の基本権により保護された利益と治療上の留保に基づいて、診療記録の閲覧を制限することは可能である。原則として患者の閲覧に供されるのは、他覚的所見（objektive Befunde）と治療処置に関する報告のみである。もっとも、事案の個別具体的な性質に鑑みて、閲覧の射程が他覚的所見ではないセンシティブな領域にも拡張されることはあるという。(46)

このような基準を打ち立てた上で、連邦憲法裁判所は区裁判所と州裁判所が行った比較衡量に問題はないとした。曰く、これらの裁判所は、患者と医師との関係がトラブルに発展したことを考慮し、医師が挙げた治療に関する疑義を十分なものとみたうえで、損害賠償請求訴訟等を通じて鑑定人に診療記録を閲覧させることも可能であると指摘した。それゆえ、患者の利益が一方的に軽視されたわけではないという。(47)

2　二〇〇六年部会決定

その後、二〇〇六年一月九日の部会決定において再び診療記録閲覧請求権が争われたが、ここで連邦憲法裁判所は情報自己決定権に言及した。連邦憲法裁判所第二法廷第二部会は、情報自己決定権が自己データへのアクセスと関わる「法的地位」を保障するとし、その文脈で診療記録閲覧請求権を導出した。本部会決定の論理はその後の二〇一六年部会決定においても踏襲されており、診療記録閲覧請求権の法理は本部会決定において完成されたといっても過言ではない。

本件においては、保安処分（Maßregelvollzug）により精神病院に収容された受刑者が、病院に対して診療記録の開示を請求した。当初、異議申立人は病院の敷地外へ出ることや休暇を取ることを許されていたが、その後病院はこれらの許可を撤回した。病院が提示した理由によれば、休暇中の異議申立人の態度に鑑みると、精神病院におけるこれまでの治療が功を奏しておらず、犯行の原因となったパーソナリティ障害が未だ残存しているという。異議申立人の

弁護士は病院に対して診療記録の完全な開示を求めたが、病院は他覚的所見を開示しただけであった。ハイデルベルク州裁判所とカールスルーエ上級州裁判所は異議申立人の開示を求める訴えを棄却したため、異議申立人は憲法異議を申し立てた。

(1) 基礎づけ

まず、連邦憲法裁判所は次のように述べて、閲覧請求権について二つのロジックの可能性を示唆した。一つは、自己情報へのアクセス制限を基本権介入とみるロジックであり、もう一つはこれを基本権介入とは異なるものとみるロジックである。

> 個人データの開示と利用について原則として自ら決定するという承認された基本権的な要求が、保存された自己データへのアクセス（Zugang）を要求し、これらの要求が同一の法的性質を有するならば、そのようなデータへのアクセスの拒否や制限は、データの収集や引渡と同様に情報自己決定権に対する介入となるため、法律による授権に基づかねばならないであろう。連邦憲法裁判所は、情報自己決定権がそのように自己の個人データの開示を要求するかどうかについて、未だ判断していない。国勢調査判決における一般的な情報自己決定権の保護領域の描写からも、この問いの答えは容易には導かれない（二〇〇〇年部会決定を参照）。
>
> とはいえ、第三者が自己について知っていることへのアクセスが欠如していることも、基本法一条一項と結合した二条一項により保護される個人の自己決定と抵触しうること（国勢調査判決を参照）、またそれゆえ、情報自己決定権がその保持者に対し、保存された自己に関する個人データへのアクセスと関わる法的地位（Rechtspositionen）をも付与することが認識されている。
>
> 連邦憲法裁判所はこれに相応して、連邦中央登録簿法四二条一項のみならず情報自己決定権も連邦中央登録簿に登録された個人情報を知ることを要求するとし、同規定がこれを考慮していると述べたのである（一九九一年部会決定を参照）[48]。

整理すると、情報自己決定権が「保存された自己データへのアクセス」を包含するならば、アクセスの制限は情報自己決定権に対する「介入」となり、法律の根拠を必要とする。しかし、連邦憲法裁判所はそこまで踏み込んでいない。連邦憲法裁判所は国勢調査判決を参照して、アクセス制限が個人の自己決定と「抵触」しうることから、情報自己決定権が「保存された自己に関する個人データへのアクセスと関わる法的地位」を保障すると述べるにとどめる。

これに続けて、連邦憲法裁判所は診療記録閲覧請求権に言及した。

> 診療記録へのアクセスとの関わりでは、すでに連邦憲法裁判所により、患者の自己決定権と個人の尊厳（基本法二条一項と結合した一条一項）に基づき、原則としてあらゆる患者が、医師と病院に対して自己の診療記録の閲覧を請求する権利を有することが確認されている（一九九八年部会決定を参照）。確かに、この患者の知る権利は憲法上無制限に保障されているわけではない（一九九八年部会決定）。しかし、このことは、患者の知る権利が基本権により保障された患者の自己決定権を直接の根拠とし、それゆえ、それに相応する重要な利益が対置される場合にのみ後退しなければならないということを、何ら変更するものではない[49]

この論理は、基本的に一九九八年部会決定の論理を踏襲したものといってよいであろう。しかし、この説示がその直前の情報自己決定権の説示といかに繋がっているのかは判然としない。現に、診療記録閲覧請求権の根拠は患者の自己決定権に置かれている。

なお、連邦憲法裁判所はその後、情報自己決定権が「保存された自己に関する個人データにアクセスする権利」を包含するかという問いを回避した。

基本法一条一項と結合した二条一項が、法律によらなければ、あるいは法律に基づかなければ制限できない権利として、保存された自己に関する個人データにアクセスする権利を個人に保障するならば、異議申立人が自己の診療記録へのアクセスを求めたのに対し、法律の根拠なくこれを拒絶することはできないであろう。連邦憲法裁判所は未だこの問いに答えていないが、本件ではこの問いに答える必要はない。(50)

(2) 制　限

次に、診療記録閲覧請求権の制限について確認する。上述したように、診療記録の閲覧を制限できるのは「相応する重要な利益が対置される場合」だけである。ここで、連邦憲法裁判所は専門裁判所の判例に言及した。

専門裁判所の判例においても、基本法一条一項と結合した二条一項は個人データへのアクセスと関わる保護を要求すると解されているが、専門裁判所は開示請求権を包括的な、法律によらなければ制限できないものとは捉えていない。専門裁判所は、基本法一条一項と結合した二条一項が比例原則に基づいて比較衡量することを要求し、少なくとも同等の重みを有する利益が対置されない場合にこれが開示請求権へと凝縮されることを認めるだけである。(51)

その上で、比較衡量においては原則として閲覧請求権に相当の重みづけがなされるという。

これに基づいて必要とされる比較衡量を行う際には、知る利益に重みづけがなされる。医師の診療記録は既往歴や診断、治療処置に関する情報を含んでおり、患者の私的領域と直接に関係する（一九九八年部会決定等を参照）。診療記録に含まれる情報は患者の私的領域と直接に関係し、また患者の自己決定にとって相当な意義を有するものであるから、患者は一般的に、いかなる治療が自己に施されたのか、治療の過程でいかなるデータが生じたのか、今後どのように症状が発展すると推定されるのかを

知る利益を有する。このことは、精神状態に関する情報について強く妥当する。[52]

このような「憲法上の基準」[53]を定立した上で、連邦憲法裁判所はハイデルベルク州裁判所とカールスルーエ上級州裁判所の判断が正当ではないと判断した。とりわけ、これらの裁判所は保安処分という事案の特殊性を無視したか、少なくとも十分に考慮していないという。ここで、連邦憲法裁判所は保安処分の特殊性を強調した。

保安処分における基本権に対する脅威は、私法上の治療関係におけるそれとは根本的に異なる。保安処分のように当事者間に特段の力差がある領域においては、個人の基本権は当然特段の脅威に晒されている。このことは、文書の管理とそれへのアクセスにも関係する。文書に含まれる記載はさまざまな方法で収容施設における日常に影響しうるし、将来の実施や執行を決定するにあたり、事実的基礎の本質的な部分として利用されうる。執行中の日常がどうなるか、個別的な自由や自由全体を再び獲得できるかの見立ては、文書に含まれる情報に少なからず依存する。

この背景により、保安処分においては次の理由からも、文書の閲覧に特段の憲法上保護された利益が存在する。すなわち、文書を閲覧できなければ、情報を収集し処理する機関に対して、個人は誤った情報の削除請求権や訂正請求権を現実に行使することができないし（基本法一〇条について、戦略的監視判決を参照）、また治療と収容の終了との関係では、自らの基本権的な要求が妨害されないように文書が管理されているのかについて、確信を持つことができない。

加えて、診療記録に含まれる情報にアクセスすることは、実施や執行の事案において、実効的な権利保護にとって意義を有する（前域における潜在的な法的紛争において、情報へのアクセスが権利保護の実効性という観点から有する意義につき、国勢調査判決を参照）。このこともまた、被収容者の知る利益をより重みづけるものである。[54]

ここでは、戦略的監視判決や国勢調査判決が参照され、開示請求権において展開された論理が閲覧請求権について

も展開されている。もっとも、この論理は閲覧請求権を基礎づける局面ではなく、これを重みづける局面で登場している。

3　二〇一六年部会決定

その後の二〇一六年一二月二〇日の部会決定においては、刑務所に収容されている被収容者による診療記録の閲覧請求が争われた。異議申立人はシュトラウビング刑務所に収容されている終身刑の受刑者であったが、以前実施された血液検査において、同意なくＨＩＶウイルスの検査が行われていたことを知った。異議申立人はこの血液検査に対して憲法異議を申し立てたが、これと関連して診療記録の開示を請求した。刑務所は開示を拒否したため、異議申立人は開示の義務付けを求めて訴訟を提起したが、レーゲンスブルク州裁判所とニュルンベルク上級州裁判所が請求を認めなかったため、憲法異議を申し立てた。

連邦憲法裁判所は二〇〇六年部会決定を引用する形で、診療記録閲覧請求権を導出した。

> 情報自己決定権は、自己の個人データの開示と利用について原則として自ら決定する個人の権限を保障する（国勢調査判決等を参照）。第三者が自己について知っていることへのアクセスが欠如していることも、個人の自己決定と抵触しうる（国勢調査判決、二〇〇六年部会決定、一九九一年部会決定、一九九八年部会決定等を参照）。それゆえ、情報自己決定権はその保持者に対し、保存された自己に関する個人データへのアクセスと関わる法的地位をも付与する。
>
> 診療記録へのアクセスとの関わりでは、患者の自己決定権と個人の尊厳（基本法二条一項と結合した一条一項）は原則としてあらゆる患者に、医師と病院に対して自己の診療記録の閲覧を請求する権利を付与する（一九九八年部会決定を参照）。確かに、この閲覧請求権は憲法上無制限に保障されているわけではない。しかし、閲覧請求権は基本権が保障する患者の自己決定権を直

接の根拠とし、それゆえ、それに相応する重要な利益が対置される場合にのみ後退しなければならない（二〇〇六年部会決定、一九九八年部会決定を参照）。[55]

連邦憲法裁判所は閲覧制限の合憲性を判断するにあたっても、二〇〇六年部会決定を踏襲している。曰く、二〇〇六年部会決定において保安処分につき考慮された観点は、刑事施設の被収容者についても当てはまる。すなわち、医師を自由に選択できないこと、自ら希望して別の治療関係に変更することができないこと、当事者間に特段の力差があることに加え、開示請求権がなければ文書の管理が基本権から生ずる要求と合致しているかの確信が持てず、また誤った情報の削除や訂正の請求権を実際に行使することができないことである。[56]

連邦憲法裁判所は最終的に、レーゲンスブルク州裁判所が異議申立人の基本権の意義と射程を見誤り、異議申立人の（情報）自己決定権と人間の尊厳を侵害したと判断した。[57]

㈢　中間総括

以上を総括する。他者が自己について何を知っているかを認識できないことは、個人の自己決定と抵触しうる。情報自己決定権はそれゆえ、他者が保有する自己情報へのアクセスと関わる法的地位を保障し、これが具体的権利化されると閲覧請求権になる。

もっとも、連邦憲法裁判所は、自己情報へのアクセスの拒否や制限を個人情報の収集等の基本権介入とは区別しており、アクセス制限に法律の根拠は要しないとする。ただし、仮に情報自己決定権が自己情報アクセス権を包含するならば、自己情報へのアクセスの制限は基本権介入であり、法律の根拠を要するという。また、情報自己決定権から一般的に閲覧請求権が要求されるかどうかは明らかでない。連邦憲法裁判所が明らかに具体的権利として導出するの

は診療記録の閲覧請求権だけだが、その根拠は患者の自己決定権と人間の尊厳とされている。なお、閲覧請求権を制限できるのは、対置される利益が知る利益を上回る場合のみである。

五　学説の議論

次に、開示請求権と閲覧請求権に関する学説の議論を検討する。まず開示請求権に関する議論を整理したうえで(一)、閲覧請求権に関する議論を紹介する(二)。

(一)　開示請求権に関する議論

学説においては、開示請求権が情報自己決定権の一部であるかどうかが議論されている[58]。

1　肯定説

開示請求権が情報自己決定権の一部であると主張する論者らは、情報自己決定権が国家によるデータの収集・処理に対する防御権であるのみならず、それらを知ることを求める権利でもあると主張する[59]。これらの論者らは、開示請求権を実効的な権利保護に縮減されない、情報自己決定権特殊的な要請として理解する。

Friedhelm Hufen は、基本権保持者が自己のデータについて自己決定できるためには、自己の個人関連データがいかに取り扱われているのかを認識できなければならないと指摘する。それゆえ、情報自己決定権は個人関連データの積極的な開示を要求するという[60]。

Simitis/Fuckner は、開示請求権が持つ二つの機能を強調する。まず、国勢調査判決において示された、市民が

「誰が、何を、いつ、いかなる機会に自己について知るか」を知ることができなければならないという「規範透明性」により、市民は自己の基本権に対する介入を抽象的に予想することが可能となる。次に、個人に開示請求権を付与することで、裁判所は当該個人に対するデータ処理が合法であったかどうかを審査することが可能となる。この二つの機能ゆえ、開示請求権は単なる実効的な権利保護（基本法一九条四項）の発現ではなく、情報自己決定権の「二番目の構成要素」ないし「本質的・個人権的・手続法的な相関概念」であり、データ保護監督官によるデータ保存・利活用の間接的な審査でもって代替することはできないという[61]。

Walter Rudolf は、開示請求権が情報自己決定権を実際に行使するために不可欠であると主張する。曰く、情報自己決定権に対する介入は情報が収集された時点で終了するわけではなく、情報が保存された段階においても引き続き継続する。それゆえ、自己についていかなるデータが収集・処理されたのかを個人が認識できなければ、情報自己決定権は空転してしまう。開示請求権は、国勢調査判決における、市民が「誰が、何を、いつ、いかなる機会に自己について知るか」を知ることができなければならないという「透明性要請」の最も実効的な「刻印」であり、「情報自己決定の特殊な保障」である。それゆえ、開示請求権は単なる権利保護の保障（基本法一九条四項）ではなく、情報自己決定権に内在する要請であるという[62]。

Klaus Globig は、データの保存や利用が個人に「持続的な負担」をもたらすと論じる。曰く、データの保存や利用は、データを処理される個人がデータ処理に同意したかどうか、異議申立権を有するかどうか、データが保存されたことを知っているか等に関係なく、個人に「持続的な負担」を課す。そして、この「持続的な負担」を相殺できるのは、開示請求権だけである。一定の場合に通知したり、ビデオ監視を表示したりすることは、あくまで開示請求権を補強するだけであり、開示請求権を代替することはできない。開示請求権を付与することで、はじめて個人は国家によるデータ処理に反応し、国家により法主体として認識され、単なる情報処理の客体から脱却することができる。そ

れゆえ、開示請求権はデータ保護権に対する介入と直接的・内在的に関係するため、単なる「情報自己決定権を保護する手続的措置」や「手続による基本権保護の一形態」ではないという[63]。

2 否定説

他方で、開示請求権が情報自己決定権の一部ではないと主張する論者らは、情報自己決定権が防御権であり請求権的内実を包含しないことから[64]、開示請求権は基本権介入を相殺する措置の一つにすぎないと主張する[65]。

Eugen Ehmann は、開示請求権が防御権ではなく給付請求権であることから、防御権である情報自己決定権からは導かれないと指摘する。曰く、職業教育訓練に関する国家の義務（基本法一二条）や代替学校（Ersatzschulwesen）の保護（基本法七条四項）等のように、基本権から特殊な義務が導出されることはある。しかしながら、開示請求権はあくまで基本権介入を相殺する手立ての一つにすぎず、開示請求権はそのような特殊な要請ではないという[66]。

Marion Albers は、知る利益が基本法上保障されていることを認めるが、給付請求権としての開示請求権については否定する。曰く、基本法一条一項と結合した二条一項は、自己情報に対する処理を知ることを保障する。なぜなら、情報を処理される個人は必ずしも国家による情報処理を認識できないうえ、基本法一条一項は個人が国家行為の客体と化すことを禁じており、また不作為や訂正、削除等の主観的権利を行使するためには、国家による情報処理を認識できなければならないからである。しかしながら、この保障は本源的請求権や派生的請求権ではないし、ましてや保護義務でもない。基本権は開示請求権を直接的には保障しておらず、憲法上で内実が確定しており、法律による制限を受けなければ常に行政権に対して行使できるような開示請求権は存在しない。この保障の具体化は原則として立法裁量に委ねられており、開示請求権や情報処理プロセスへの参加、公開での収集や聴聞等の形で具体化されるという[67]。

Gola/Schomerus は、開示請求権が国勢調査判決における「誰が、何を、いつ、いかなる機会に自己について知る

か」を知らなければならないという「透明性原則」を具体化したものであることと、そのほかのさまざまな関与権やコントロール権を行使することの前提であることを認める。しかしながら、「透明性原則」からは開示請求権以外にもさまざまな権利（同意や異議申立て等）が導出されるため、開示請求権は情報自己決定権から直接には導出されないと主張する。(68)

3　小括

以上に鑑みると、争点は情報自己決定権が実効的な権利保護の具体化にとどまるかどうかである。開示請求権が情報自己決定権の一部であると主張する論者らは、開示請求権の特殊性に依拠して、情報自己決定権が実効的な権利保護を超越すると主張する。しかしながら、それらの論拠は説得的ではない。例えば、Simitis/Fuckner は、開示請求権が基本権介入の抽象的な予想と国家措置の合法性の担保を可能にすると主張するが、これは通知義務等の他の措置についても当てはまることであろう。他の論者についても基本的には同様である。

(二)　閲覧請求権に関する議論

閲覧請求権については、そもそも学説に開示請求権と閲覧請求権を区別する傾向が見られないことも相まって、(69)全体として議論が乏しい。

一方では、診療記録閲覧請求権に関する分析がある。例えば、Gerrit Manssen は、診療記録閲覧請求権を一般的人格権の客観法的次元に位置づけ、出自を知る権利（Recht auf Kenntnis der eigenen Abstammung）と同類のものと理解する。(70)また、Gabriele Müller は、診療記録閲覧請求権が患者の自己決定権と個人の尊厳（基本法一条一項と結合した二条一項）により保障されるとし、その理由として、患者が単なる治療の客体（Objekt）として取り扱われないことと、

診療記録に含まれる情報が患者の私的領域と直接に関係することを指摘する。[71] いずれにせよ、診療記録閲覧請求権に関する分析は情報自己決定権に言及していない。

他方で、情報自己決定権の観点から自己情報へのアクセスを論じたものもある。Andreas Voßkuhle は、情報自己決定権が自己情報へのアクセスを内包すると主張する。曰く、憲法は新たな問題に対処するために解釈の「開かれた」新しい基本権を「発明」することがあるが、情報自己決定権はその一例である。そして、連邦憲法裁判所は国勢調査判決の後に、情報自己決定権が自己情報へのアクセスを包含することを認めたが、それは情報自己決定権の解釈が「開かれた」ものであることの証左であるという。[72]

(三) 中間総括

以上を総括する。開示請求権については、開示請求権が情報自己決定権の一部かどうかで議論があり、肯定的な論者らは開示請求権が実効的な権利保護を超越すると指摘するが、その論拠は説得的ではない。他方で、閲覧請求権については議論が乏しいが、情報自己決定権が自己情報へのアクセスを包含するとの指摘もある。

六 検討と自説

最後に、開示請求権と(一)閲覧請求権について(二)検討を加え、自説を展開する。

(一) 開示請求権

実効的な権利保護と結合した防御権は、情報処理（基本権介入）を知る個人の利益を保障する（1）。かかる利益は

立法者に対し、情報処理の透明性を担保する措置を要求する（2）。

1　情報処理を知る利益

ドイツにおいては、防御権が時に比例原則、とりわけ狭義の比例性と結合し、基本権介入の前提要件として様々な組織・手続的措置を要請しうることが認識されている[73]。個人情報保護関係では裁判官留保（Richtervorbehalt）が代表例だが[74]、個人情報を保護する組織・手続的措置の多くは、狭義の比例性に依拠した基本権介入の前提要件である[75]。開示請求権もその例に漏れない[76]。

もっとも、狭義の比例性は実効的な権利保護等も包摂しており[77]、開示請求権と直接に関わるのは実効的な基本権保護であろう。連邦憲法裁判所は、基本法一九条四項が権利保護を形式的のみならず実効的にも保護すると理解し、様々な組織・手続的措置を同規定から導出してきた。実効的とは権利保護が「空転」しないこと[78]、具体的には裁判所にアクセスできること、裁判所による審査が包括的であり時宜を得たものであることを意味し、開示請求権や通知義務は第一の要請を具体化したものとされる[79]。

なお、連邦憲法裁判所はハンブルク堤防秩序法判決において、「実効的な権利保護は基本権それ自体の本質的要素である」と述べ[80]、それ以後実効的な権利保護をあらゆる実体的基本権へと拡張してきた[81]。すでに確認した通り、これは情報処理を知る利益についても同様である。情報処理を知る利益は基本法一九条四項のみならず、情報自己決定権や通信の秘密、住居の不可侵からも導出される。とはいえ、学説は手続基本権を実体的基本権へと拡張させることにもっぱら批判的であり、実効的な権利保護は第一義的には基本法一九条四項から生ずる要求であって、実体的基本権から生ずる要求ではない等と主張する[82]。差し当たり、情報処理を知る利益は防御権単体ではなく、基本法一九条四項（と結合した防御権）が要請するものと見るべきであろう。

2　公開性原則と透明性担保措置

情報処理を知る利益は、個人情報が原則として公開に処理されることを要求し（情報処理の公開性原則）、これを貫徹できない局面においては、立法者に対して情報処理の透明性を担保する措置（透明性担保措置）を要求する。したがって、立法者が秘密裏の基本権介入を授権した時点において、透明性担保措置を整備する立法義務が発生する。

いかに透明性担保措置を整備するかは原則として立法裁量に委ねられているが、立法者の自由裁量に丸投げされているわけではない。情報処理を知る個人の利益は、措置整備における憲法上のベースラインとして、立法裁量を統制する。このことは、ある透明性担保措置を選択する段階のみならず、当該措置を仔細に形成する段階においても同様である。前者の例として、立法者が介入強度の高い秘密裏の基本権侵害を授権する場合には、開示請求権ではなく通知義務を整備しなければならない[83]。後者の例として、立法者が開示や通知を制限するならば、情報処理を知る利益と対立する利益を慎重に衡量しなければならない。個人の知る機会が十分に担保されていなければ、秘密裏の情報処理は狭義の比例性を欠く基本権介入として、あるいは基本法一九条四項に対する違反として違憲となる。

なお、本稿にて検討する余地はないが、連邦憲法裁判所の判例によれば、透明性担保措置には議会への報告義務、第三者機関によるチェック（監督的統制）等も含まれ、開示請求権や通知義務が十分に機能し得ない局面においては、こうした本人関与の弱い措置が重要な役割を占めるとされる[84]。そうであれば、もはや個別的な措置が散発的に要請されているというよりかは、情報処理の透明性を担保するシステム構造やアーキテクチャといったものが憲法上要請されているといった方がよい[85]。もっとも、そうした複雑な構造の全てを実効的な権利保護のみで語り切れるのかは不明である。実際、透明性には実効的な権利保護の側面に加え、民主主義的な側面（民主的な討議の可能化、市民の信頼の創出）もあるとされる[86]。差し当たり、本稿では、本人関与の強い透明性担保措置は実効的な権利保護の具体化であると述べるにとどめておく。

(二)　閲覧請求権

閲覧請求権は、このような開示請求権とは似て非なる概念である。閲覧請求権は、自己情報に関する処理（基本権介入）を認識したうえで行使できる点、憲法を直接の根拠として主張できる点等において、開示請求権よりも踏み込んだ要請である。[87]

1　閲覧請求権の位置づけ

閲覧請求権は、国勢調査判決における情報自己決定権を基礎づけた説示から導出された。いかなる程度自己情報が他者や社会に知られているかを認識できることが、自己情報の開示や利用について決定する権限のみならず、自己情報にアクセスする権限をも基礎づけるならば、それは情報自己決定権から生じる要請ではなく、情報自己決定権に内在する次元である。この点、Voßkuhle の指摘は正当であろう。

しかし、閲覧請求権が情報自己決定権に内在する次元であるならば、それは情報自己決定権の何に位置づけられるのだろうか。二〇〇六年部会決定が示唆したように、情報自己決定権が自己情報アクセス権を内包し、自己情報へのアクセス制限が情報自己決定権に対する介入であるならば、自己情報アクセス権は防御権であろう。文脈は異なるが、情報へのアクセスを防御権的に構成したものに情報の自由（Informationsfreiheit, 基本法五条一項一文後段）がある。[88] しかし、判例は自己情報へのアクセス制限が基本権介入であるかどうかについて判断していない。

そこで、閲覧請求権を情報自己決定権の本源的給付請求権（originäres Leistungsrecht）に位置づけることが考えられよう。本源的請求権とは、国家に対して手続等の制度の創設を要求する権利であり、既存の制度への参加を求める派生的給付請求権（derivatives Leistungsrecht）とは区別される。[89]

もっとも、本源的請求権は「個人が合理的に社会に要求できるという意味での可能性の留保の下」に置かれ[90]、主観的権利として導出されるのは極めて限定的とされる。それゆえ、基本的には国家に対する客観法的要請が存在するにすぎない[91]。例えば、国家が芸術や劇場に対する助成を客観法的に義務づけられていることは、必ずしも助成を求める主観的権利が保障されていることを意味しないし[92]、国家が情報の開示を客観法的に義務づけられていることは、必ずしもプレスの官庁や公共放送局等に対する情報開示請求権が保障されていることを意味しない[93]。

これに自己情報の閲覧請求権を対応させれば、国家は自己情報へのアクセスの保障を客観法的に義務づけられているが、相当の理由づけがある場合に限り、主観的権利として閲覧請求権が導出されるとのロジックも考えられるだろう。

2　閲覧請求権の射程

そうであれば、いかなる場合に主観的権利として閲覧請求権が導出されるかが問われなくてはならない。少なくとも、一九九一年部会決定が示唆していたように、情報自己決定権が一般的に閲覧請求権を保障するとは言い難い。仮に情報自己決定権から無条件に自己情報の開示を求める権利が生じるならば、連邦憲法裁判所はわざわざ基本権介入の秘密性や通知義務の不存在を論じる必要はなかったはずである。

ここで、連邦通常裁判所が展開してきた、介護文書（Pflegedokumentation）の閲覧請求権の論理を確認しよう。連邦通常裁判所の判例においては、老人ホーム施設の入居者が自らの介護文書を閲覧できることが確立している。

> ……患者は原則として、法的争訟以外においても特段の法的利益を提示する必要なく、自己決定権と個人の尊厳の発現として、医師と病院に対して自己の診療記録の閲覧を請求する権利を有する。診療記録閲覧請求権にとって重要な観点は、施設入居者が

自己の介護文書を閲覧する権利についても当てはまる。介護文書もまた、入居者に関する極めて個人的（höchstpersönlich）な記載を含んでおり、入居者の自己決定権および人格権と強く抵触する（基本法二条一項と結合した一条一項）。(94)

ここでは、情報自己決定権に関する言及が一切登場せず、介護文書閲覧請求権は診療記録閲覧請求権の発展形として論じられている。その際、介護文書が個人の「極めて個人的な記載」を含み、個人の「自己決定権および人格権と強く抵触する」ことが閲覧請求権の基礎づけの要因となっている。これは、「個人の自己決定に抵触しうる」という情報自己決定権の一般的な説示とは、明らかに濃度が異なる。

これに鑑みれば、単に自己決定や人格との抵触可能性を一般論として指摘するだけでは、具体的権利として閲覧請求権を導出することはできないだろう。閲覧請求権を導出するにはより個別具体的に、問題となる個人情報がプライバシー性の高いものであり、個人の自己決定権や人格権と強く関わるものであることを論証しなければならない。それゆえ、連邦憲法裁判所は診療記録や介護文書の閲覧請求権を自己決定権と個人の尊厳から導出していた。

(三)　中間総括

以上を総括する。まず、基本法一九条四項と結合した防御権は、情報処理を知る個人の利益を保障する。かかる利益は、情報処理の公開性原則と、透明性担保措置の整備を要求し、立法者が透明性担保措置を整備するにあたり、憲法上のベースラインとして立法裁量を統制する。

他方で、閲覧請求権は情報自己決定権に内在する請求権的次元（本源的請求権）とでもいうべきものであるが、憲法から直接に導出される。差し当たり、問題となる情報がプライバシー性の高いものであり、自己決定権や人格権と強く関わるものである場合には、閲覧請求権が導出されうるといえよう。

七　むすびにかえて

本稿はドイツにおける議論、それも情報自己決定権を前提とした議論を検討したものであり、本稿における分析がそのままわが国における議論に当てはまるわけではない。とはいえ、差し当たりドイツにおける議論からは、次のような示唆を得ることができよう。

まず、開示請求権の①位置づけについては、裁判を受ける権利（憲法三二条）と結合した自由権（憲法一三条等）が考えられる。この限りでは、国務請求権的側面を内在させた複合的な権利構成は必要ないし（自由権制約の条件）、自己情報コントロールや情報自己決定をあえて強調する必要もないだろう（自由権であればよい）。もっとも、閲覧請求権については、自己決定権（憲法一三条）に内在する要請として構成する必要がある。

次に、②保障根拠については、自己情報のコントロールではなく、取扱いの適正さの担保と見るべきだろう。適正さの担保とは、情報処理（自由権制約）が比例原則等を遵守していることを、裁判所への出訴や主観的請求権（削除請求権や訂正請求権等）の行使を通じて担保することを意味する。ここでも自己決定・コントロールを強調した権利構成は必要ない（自由権であればよい）。対して、閲覧請求権の保障根拠は個人の自己決定や人格の保護等に置かれよう。

また、③権利性質であるが、開示請求権は抽象的権利である。抽象的権利とは情報処理を知る個人の利益（自由権制約を知る利益）であって、この利益をいかに具体化するかは立法者に委ねられていることから、開示請求権という形態が憲法上保障されているわけではない。憲法上保障されているのは、情報処理の公開性原則と、透明性担保措置の整備義務である。また、知る利益の根拠は裁判を受ける権利と結合した自由権であるから、抽象的権利といっても、社会権である生存権とは性質を異にするだろう。対して、閲覧請求権は具体的権利であるが、それは防御権ではなく

（そのような論理構成もあり得なくはないが）、国務請求権的なものであろう。

最後に、④裁量統制については、立法者が秘密裏の自由権制約を授権する時点で、抽象的権利（情報処理を知る利益）を具体化する義務（透明性担保措置の整備義務）が発生する。透明性担保措置には開示請求権や通知義務、議会への報告義務や第三者機関によるチェック等があるが、いかに透明性担保措置を整備するかは原則として立法裁量に委ねられる。もっとも、情報処理を知る個人の利益が措置整備における憲法上のベースラインとして立法裁量を統制するうえ、かかる統制は立法者が透明性担保措置を選択する段階のみならず、選択した措置を仔細に形成する段階にも及ぶ。知る利益が十分に担保されていなければ、情報処理は比例性を欠く自由権制約として、あるいは裁判を受ける権利に対する違反として違憲となる。

ドイツにおける議論を参照すれば以上のような示唆が得られるが、課題も数多く残されている。まず、この論理は対国家的防御権である情報自己決定権を前提としたものであるから、私人間における開示請求については論理構成が異なる。次に、裁判を受ける権利をドイツのように実効的な権利保護を保障するものと解釈できるかも問題である[95]。法制度上の開示請求権（個人情報保護法七六条一項）に比して、憲法上の要請の射程が狭いことも課題であろう。また、本稿の関心からは外れるが、透明性を担保するシステム構造やアーキテクチャの全てを実効的な権利保護のみで語り切れるかも不明である。これらについては、引き続き今後の筆者の検討課題としたい。

〔付記〕 本研究はＪＳＰＳ科研費（22KJ2713）の助成を受けたものである。

（1） 阪本昌成『プライヴァシー権論』（日本評論社、一九八六年）九頁以下、土井真一「国家による個人の把握と憲法理論」公法研究七五号（二〇一三年）一四頁、曽我部真裕「自己情報コントロール権は基本権か？」憲法研究三号（二〇一八年）七六頁以下、音無知展『プライバシー権の再構成：自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ』

（有斐閣、二〇一二年）二一四頁。

（2）芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』（有斐閣、一九九四年）三八二頁。

（3）山本龍彦「自己情報コントロール権について」憲法研究四号（二〇一九年）五四頁。

（4）佐藤幸治『現代国家と人権』（有斐閣、二〇〇八年）四三九頁、土井・前掲注（1）一九頁、芦部・前掲注（2）三八二頁、音無・前掲注（1）二〇七頁以下。

（5）差し当たり、山本・前掲注（3）五六、五九頁を参照。

（6）曽我部・前掲注（1）七七頁。

（7）小山剛「住基ネット訴訟――単純個人情報の憲法上の保護」長谷部恭男編『論究憲法――憲法の過去から未来へ』（有斐閣、二〇一七年）二二一頁以下。

（8）佐藤・前掲注（4）四三九頁、土井・前掲注（1）一六、一九頁、芦部・前掲注（2）三八二頁以下。

（9）竹中勲「プライヴァシーの権利」高橋和之＝大石眞編『憲法の争点（第三版）』（有斐閣、一九九九年）七三頁。

（10）棟居快行『憲法フィールドノート（第三版）』（日本評論社、二〇〇六年）六三頁。

（11）佐藤・前掲注（4）五〇二頁、土井・前掲注（1）一六頁、竹中・前掲注（9）七三頁。

（12）曽我部真裕「行政機関個人情報保護法45条1項の適用除外について」立命館法学五・六号（二〇二〇年）四三六頁以下、音無知展「判批」新・判例解説 Watch 二九号（二〇二一年）三八頁以下。

（13）州憲法上に開示請求権を規定するのはブランデンブルク州、ブレーメン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ラインラント・ファルツ州、ザクセン・アンハルト州およびチューリンゲン州である。*Walter Rudolf*, Recht auf informationelle Selbstbestimmung, in: Merten/Papier (Hrsg.), Handbuch der Grundrechte in Deutschland und Europa, Bd. IV, 2011, § 90 Rn. 47.

（14）BVerfGE 65, 1 (43).

（15）BVerfGE 65, 1 (70).

（16）詳細な事案概要については、小山剛「『戦略的監視』と情報自己決定権」法学研究七九巻六号（二〇〇六年）一頁以下を参照。

（17）BVerfGE 100, 313 (328, 332 ff.).

（18）BVerfGE 100, 313 (359).
（19）BVerfGE 100, 313 (361).
（20）BVerfGE 100, 313 (361).
（21）BVerfGE 100, 313 (364).
（22）BVerfGE 100, 313 (397 ff.).
（23）BVerfGE 101, 106 (115).
（24）BVerfGE 101, 106 (122).
（25）BVerfG, NVwZ 2001, 185 (185).
（26）BVerfGE 109, 279 (292).
（27）BVerfGE 109, 279 (363 f.).
（28）BVerfGE 109, 279 (363 ff.).
（29）BVerfGE 118, 168 (207 f.).
（30）BVerfGE 118, 168 (210).
（31）詳細な事案概要については、BVerfG, NJW 2008, 2099 (2099) を参照。
（32）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 60.
（33）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 61.
（34）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 62.
（35）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 67 f.
（36）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 69 ff.
（37）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 72.
（38）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 73 ff.
（39）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 76.
（40）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 77.
（41）BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 79.

(42) BVerfG, NJW 2008, 2099 Rn. 102 ff.
(43) BVerfG, Beschl. v. 17.11.1992 – 2 BvR 1570/89, Rn. 3.
(44) BVerfG, Beschl. v. 17.11.1992 – 2 BvR 1570/89, Rn. 4.
(45) BVerfG, NJW 1999, 1777 (1777).
(46) BVerfG, NJW 1999, 1777 (1777).
(47) BVerfG, NJW 1999, 1777 (1778).
(48) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 21 ff.
(49) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 24.
(50) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 28.
(51) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 25.
(52) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 26.
(53) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 27.
(54) BVerfG, NJW 2006, 1116 Rn. 34 ff.
(55) BVerfG, NJW 2017, 1014 Rn. 16 f.
(56) BVerfG, NJW 2017, 1014 Rn. 20.
(57) BVerfG, NJW 2017, 1014 Rn. 24.
(58) *Rudolf* (Fn. 13), § 90 Rn. 49; *Heckmann/Paschke*, in: Stern/Sodan/Möstel, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. IV, 2. Aufl., 2022, § 103 Rn. 13.
(59) *Kingreen/Poscher*, Grundrechte Staatsrecht II, 38. Aufl., 2022, Rn. 539.
(60) *Friedhelm Hufen*, Staatsrecht II Grundrechte, 10. Aufl., 2023, § 12 Rn. 17.
(61) *Simitis/Fuckner*, Informationelle Selbstbestimmung und „staatliches Geheimhaltungsinteresse", NJW 1990, 2713 (2717).
(62) *Rudolf* (Fn. 13), § 90 Rn. 46 ff.
(63) *Klaus Globig*, Der Auskunftsanspruch des Betroffenen als Grundrecht, in: Arndt/Knemeyer/ Kugelmann/Meng/Schweitzer (Hrsg.), Völkerrecht und deutsches Recht: Festschrift für Walter Rudolf zum 70. Geburtstag, 2001, S. 441 (446 ff.).

（64） *Jörn Ipsen*, Staatsrecht II, 24. Aufl., 2021, Rn. 321.

（65） *Rudolf* (Fn. 13), § 90 Rn. 49.

（66） *Eugen Ehmann*, Kriminalpolizeiliche Sammlungen und Auskunftsanspruch des Betroffenen, CR 1988, 575 (575 f.).

（67） *Marion Albers*, Die Determination polizeilicher Tätigkeit in den Bereichen der Straftatenverhütung und der Verfolgungsvorsorge, 2001, S. 236 ff.

（68） *Gola/Schomerus*, BDSG, 6. Aufl., 1997, § 19 Nr. 1. 1.

（69） *Udo Di Fabio*, in: Dürig/Herzog/Scholz, GG, Stand 39. Lfg. Juli 2001, Art. 2 Abs. 1 Rn. 178; *Globig* (Fn. 63), S. 452 f.

（70） *Gerrit Manssen*, Staatsrecht II, 19. Aufl., 2022, Rn. 309. これに対し、診療記録閲覧請求権等を防御権から生ずる要請と解し、出自を知る権利とは区別する見解として、*Horst Dreier*, in: Dreier (Hrsg.), GG, Bd. I, 3. Aufl., 2013, Art. 2 I Rn. 95 を参照。

（71） *Gabriele Müller*, Das Akteneinsichtsrecht des Patienten nach dem Patientenrechtegesetz und seine postmortale Wahrnehmung durch Dritte, ZEV 2014, 401 (401).

（72） *Andreas Voßkuhle*, Stabilität, Zukunftsoffenheit und Vielfaltssicherung, JZ 2009, 917 (920).

（73） *Bumke/Voßkuhle*, Casebook Verfassungsrecht, 7. Aufl., 2015, Rn. 174 ff.

（74） *Kingreen/Poscher* (Fn. 59), Rn. 144; *Bumke/Voßkuhle* (Fn. 73), Rn. 175 ff.

（75） *Bumke/Voßkuhle* (Fn. 73), Rn. 405.

（76） *Claudio Franzius*, Das Recht auf informationelle Selbstbestimmung, ZJS 2015, 259 (262); *Ulf Buermeyer*, Informationelle Selbstbestimmung und effektiver Rechtsschutz im Strafvollzug, 2019, S. 185.

（77） BVerfGE 125, 260 (325); 133, 277 (365).

（78） BVerfGE 96, 27 (39).

（79） *Kingreen/Poscher* (Fn. 59), Rn. 1345 ff.

（80） BVerfGE 24, 367 (401).

（81） *Herbert Bethge*, Grundrechtsverwirklichung und Grundrechtssicherung durch Organisation und Verfahren, NJW 1982, 1 (5); *Michael Dolderer*, Objektive Grundrechtsgehalte, 2000, S. 242. 笹田栄司『実効的基本権保障論』（信山社、一九九三年）一七

○頁以下も参照。

(82) *Bethge*, NJW 1982, 1 (7); *Dolderer* (Fn. 81), S. 243.

(83) BVerfGE 118 168 (210); 150, 244 (302); 155, 119 (226).

(84) BVerfGE 133, 277 (365 ff.); 141, 220 (282 ff.). なお、実効的な権利保護の観点から第三者機関によるチェックに言及したものに、小山剛「„im Rahmen des Rechtsstaates“ ――『法治国家の枠内において』」大沢秀介＝小山剛編『自由と安全――各国の理論と実務』（尚学社、二〇〇九年）二三四頁。

(85) システム構造やアーキテクチャについては、山本・前掲注（3）四五頁以下を参照。

(86) BVerfGE 133, 277 (366 f.); 141, 220 (282).

(87) Vgl. *Globig* (Fn. 63), S. 452.

(88) *Hufen* (Fn. 60), § 26 Rn. 4.

(89) *Volker Epping*, Grundrechte, 8. Aufl., 2019, Rn. 16 ff.

(90) BVerfGE 33, 303 (333); *Kingreen/Poscher* (Fn. 59), Rn. 186.

(91) *Matthias Knauff*, Der Gewährleistungsstaat: Reform der Daseinsvorsorge, 2004, S. 186; *Kingreen/Poscher* (Fn. 59), Rn. 184 f.

(92) BVerfGE 36, 321 (331 f.); 81, 108 (115 f.); BVerwG, NJW 1980, 718 (718); *Kingreen/Poscher* (Fn. 59), Rn. 185.

(93) BVerwG, NJW 1985, 1655 (1656); *Kingreen/Poscher* (Fn. 59), Rn. 185.

(94) BGH, Urteil v. 23.03.2010 – VI ZR 249/08, Rn. 12.

(95) 憲法三二条が基本法一九条四項のように実効的な権利保護を包含するとの分析に、笹田・前掲注（81）三二九頁以下がある。

石原　悠大（いしはら　ゆうた）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
日本学術振興会特別研究員（ＤＣ１）
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　ドイツ憲法判例研究会、全国憲法研究会
専攻領域　憲法、情報法
主要著作　「統治論としての情報権力分立原則の理論と限界――統治論から基本権論への理論的転換」『法学政治学論究』第一三五号（二〇二二年）